

回収率目標達成のための製造業者等の取組みについて

一般財団法人 家電製品協会
一般社団法人 日本電機工業会
一般社団法人 電子情報技術産業協会
一般社団法人 日本冷凍空調工業会

製造事業者等として、回収率目標達成のため、以下の4点の取組みを行います。

- リサイクル料金の透明化を通じ、低減化を推進する。
- 不法投棄未然防止、及び離島対策の両事業協力による市町村支援を継続・推進する。
- 消費者に適正な排出を促すための普及・広報活動を推進する。
- インターネットの活用を含む、郵便局券の運用改善を行うことにより、消費者の排出利便性向上を推進する。

以上。

家電リサイクルに係る回収促進に向けた取り組みについて

大手家電流通協会
会長 岡嶋 昇一

大手家電流通協会（以下、協会）では、家電リサイクルに係る回収率を向上させる為には、排出者である消費者の皆様が家電リサイクルのご理解、利便性、安心感を高め、家電リサイクルルートへの排出量を増加させる事が重要であると考え、以下の課題に協力いたします。

1. 消費者の皆様が家電リサイクルへのご理解を高める活動

協会は集客力を活かして種々の家電リサイクルの周知広報、家電リサイクルに関わる事業に協力すると共に社員教育等を行い、家電リサイクルに関する正しい説明に努め、排出者である消費者の皆様がご理解を高める活動に取り組めます。

2. 消費者の皆様が家電リサイクルへの利便性を高める活動

協会にご来店時、ご商談時、ご購入時、配送時等という直接的な関わりの中、正しい情報を適切にお伝えすると共に、スムーズな対応を図る事に努め、消費者の皆様が家電リサイクルへの利便性を高める活動に取り組めます。

3. 消費者の皆様が家電リサイクルへの安心感を高める活動

協会は、家電リサイクル法を遵守し、家電リサイクル券の適切な運用を行い、回収した家電リサイクル品を正しく処理し、消費者の皆様が家電リサイクルへの安心感を高める活動に取り組めます。

以上

2015/01/23

全国電機商業組合連合会
会長 北原 國人

家電リサイクル制度施行状況の評価・検討に関する報告書に基づき、弊連合会は下記事項を重点に取組みをして参りたく提出致します。

- 1、ZDS事務局・都道府県商組・都道府県商組各支部において、それぞれ定期的に「家電リサイクル」に関する取り組みについて、組合員への情報提供を行う。
- 2、製造業者へのスムーズな引き渡しができる様、「指定引き取り場所」の運営改善等について、運営管理部署や製造業者に対し、適宜申し出を行う。
- 3、排出者（お客様）へは、「家電リサイクル」についての費用を含めた案内を適宜適切に行い、協力をお願いして行く。
- 4、エアコンの適正引き渡しの徹底を全国商組 組合員に周知徹底を図る。

以上

廃家電の回収促進のための取組

全国都市清掃会議

1. 小売業者に引取義務の課せられていない廃家電4品目の回収体制の構築の推進

小売業者に引取義務の課せられていない廃家電4品目については、回収する体制が存在していない場合は、消費者にとって排出先がわからず、不法投棄や不適正な処理につながるおそれがあることから、地域の実情にあった回収体制を整備する必要がある。

このため、今後、国により示されるガイドラインを参考にして、すべての市町村において小売業者等と連携しながら、回収体制を構築することを目標としたい。

2. 不適正処理に対する取締り

違法な廃棄物回収業者に廃家電4品目が引き渡され、不適正に処理された場合、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出され、環境汚染につながるおそれがある。これまでも、3.19通知を参考にして不適正処理に対処してきたところであるが、今後国より提供される運用の事例集を活用し、警察、地方環境事務所といった関係機関との協力の下、取締りを推進する。

また、不法投棄や不適正処理につながる違法な廃棄物回収業者を住民が利用することがないように、国、小売業者、メーカーといった関係主体と協力した周知・広報に取り組む。

3. 廃家電4品目の不法投棄の未然防止対策

廃家電4品目の不法投棄の防止のため、これまでも監視カメラや看板の設置、パトロールの実施などの対策を実施してきたところであるが、引き続き、未然防止に取り組んでいく。また、メーカーによる「不法投棄未然防止事業協力」の活用を図る。

さらに、離島地域での適正排出を促進するため、メーカーによる「離島対策事業協力」等を活用し、関係主体と協力しながら、収集運搬料金の低減化を進める。

4. 住民に対する効果的な普及啓発

廃家電の回収促進のためには、住民に対して小売業者や市町村等に廃家電4品目を引き渡す必要がある旨を周知することが重要である。

このため、市町村の広報紙やホームページ、ごみカレンダーといった媒体を活用して、住民に対する普及啓発を推進するとともに、小売業者やメーカーなどと連携した普及啓発にも取り組む。